

～瑞穂町子育て世代包括支援センター 令和6年度事業概要～ 資料2

1. 子育て世代包括支援センター(ゆりかごステーション)について (資料1関連)

町では、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目なく支援できるよう、平成30年4月、子育て世代包括支援センター（通称：ゆりかごステーション）を開設し、利用者支援事業（母子保健型）（母子保健コーディネーターによる相談・サービス調整）、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を開始し、妊娠期から子育て期の支援を一層充実させています。

また、国は、令和5年1月に妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済支援と一体として実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」を創設し、町も令和5年3月からこの交付金を活用した事業を開始しました。令和7年4月からは伴走型相談支援は、「妊婦等包括相談支援事業」として継続し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。経済的支援は妊婦支援給付金として制度化され、これまでの電子カタログギフトから現金給付（口座振込）に変わります。

□支援の流れ

① 妊娠届出時、保健師等専門職との個別面接(ゆりかご面談) (全数)

妊娠・出産に必要な情報の提供と、妊娠～養育で支援が必要な家庭の発見、早期支援開始。

② 支援方法の検討・進行管理

要支援となった妊婦は、月1回の要支援家庭等支援方針会議で支援方針の決定と進行管理を行う。

③ 妊婦健診受診状況等の確認・プレママアンケート(全数)

国保連合会を経由して返送される妊婦健診受診票及び妊娠中期に郵送（電子申請も可能）で実施するアンケートにより、受診状況の確認、妊娠経過の異常や健診未受診・遅延、妊婦本人の心配や健康状態等を把握し、必要な支援を行う。

④ 産前・産後サポート事業(デイサービス型・訪問型) (妊婦向け)

デイサービス型（通称：プレママひろば）は、運営を助産師と地域住民からなる母子保健サポート（以下「サポート」）が行うことにより、専門的な相談から地域に根差した子育ての話まで気軽にできる妊婦の交流事業として実施している。

訪問型（通称：すまいるとーぐ）は、サポーターが申請した妊婦の家庭に訪問し、寄り添い型の相談を行う。

⑤ 出生を早期に把握する取組み

住民課の協力を得て、出生届の際に、出生通知票（妊娠届出時に全妊婦に渡す書類で、提出は任意）を併せて受理、未提出の者にはその場で再度出生通知票を渡すことにより提出率の向上を図っている。

⑥ 乳児家庭全戸訪問との連続的支援

⑤までの取組みによって把握した情報をもとに、ゆりかごステーションの母子保健コーディネーターが新生児を迎えた家庭に早期に連絡を取り、養育状況の確認や相談に応じるとともに、保健師・助産師が乳児家庭全戸訪問を実施することにより、当該家庭の状況の把握が容易となり、漏れのない支援が可能になる。

⑦ 育児パッケージの配布

都のどうきょうママパパ応援事業補助金を活用した育児パッケージを配付し、経済的支援の一助とする。

⑧ 産前・産後サポート事業(デイサービス型・訪問型)(産婦向け)

デイサービス型(通称: プチママひろば)、お誕生教室及び訪問型(通称: すまいるとーく)(内容は④に準じる)を実施し、寄り添い型の相談支援と、仲間づくり、専門職による産婦と乳児の相談を行うことにより、孤立育児で不安に陥りやすい産婦の支援を行うことにより、産後うつなどを予防する。

⑨ 産後ケア事業(訪問型・デイケア型・宿泊型)(助産院、一部公立福生病院に委託)

産後家族などによる世話を十分に受けられない産婦に、休養、専門職によるケア、授乳・育児手技などの相談の機会を提供することにより、産婦の心身の回復と育児支援を行う。

⑩ 出産・子育て応援交付金事業

(1) 伴走型相談支援

妊娠や子育て家庭の方と母子保健コーディネーター等の専門職が出産・育児等の見通しを一緒に確認し、必要な支援につなげる。実施のタイミングは①妊娠届出時(ゆりかご面談)、②プレママアンケート、③出生後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問時に行う。

(2) 経済的支援

上記①妊娠届出時(ゆりかご面談)、③出生後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問時に出産応援ギフト(対象妊娠1人につき5万円相当)、子育て応援ギフト(対象児童1人につき5万円相当)として、商品やサービスと交換できるギフトカードを支給する。

⑪ バースデーサポート事業

1歳に達する幼児を養育する者へアンケートを実施し、子育て支援に関するニーズを把握し、適切な指導又は助言を行う。アンケート回答者へ家事・育児パッケージを配布する。

【取り組みの経過】

平成20年度～ 妊娠届出時面接内容を記録として残す取り組みを開始

平成21年度 児童福祉法改正、※1特定妊娠に対する区市町村の努力義務明記

※1 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠

婦

平成21年度～ 妊娠届出時面接状況の集計を開始

妊娠健診票の返送状況集計から、受診状況の把握を開始

平成24年度～ 要支援家庭支援方針検討会議を設置

平成27年10月～ 出産・子育て応援事業(育児パッケージの配布のみ)開始

平成29年度～ 産婦について、乳児家庭全戸訪問等の機会に産後メンタル質問票によるスクリーニングを開始

平成30年度～ 出産・子育て応援事業を拡大し、母子保健コーディネーターによる相談支援(利用者支援事業(母子保健型))、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を開始

これらの事業の実施拠点として、また母子保健法に基づく母子健康包括支援センターとして、子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を開設

令和元年度～ 産後ケア事業に宿泊型を追加

令和3年度～ 子育て世代包括支援センター運営協議会準備会を開催

令和4年度～ 子育て世代包括支援センター運営協議会を開催

妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金事業)を令和5年3月より開始

令和5年度～ バースデーサポート事業を令和5年10月より開始

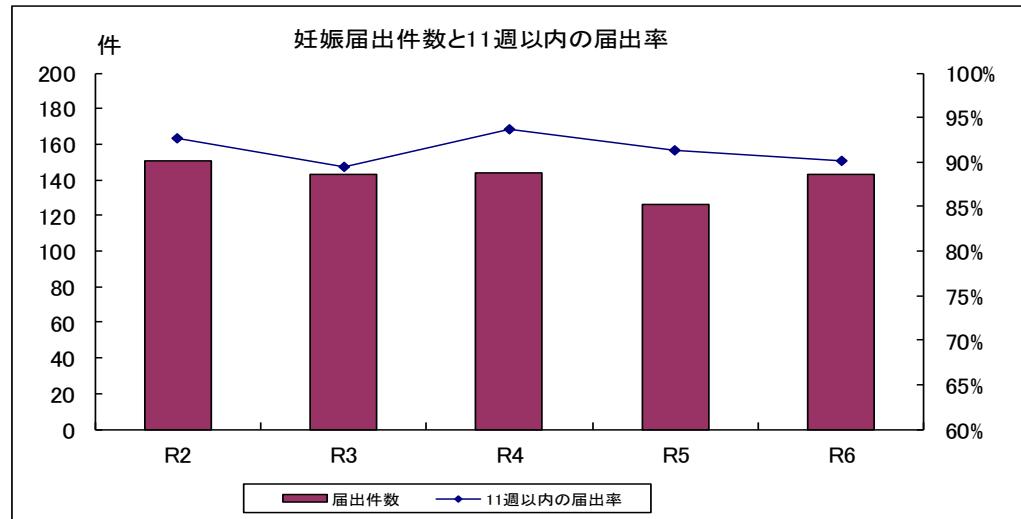
令和6年度～ バースデーサポート事業の家事・育児パッケージの金額を増額

2. 妊娠届出時妊婦全数面接(ゆいかご面談)及び母子健康手帳交付

- 対象者:妊娠届出を行なった妊婦
- 交付場所:保健センター
- 内容:母子健康手帳の交付、出生通知票・妊婦健康診査受診票の配布、保健サービスの案内、健康状態・分娩場所・生活状況等の確認をし、保健師や母子保健コーディネーターが届出書の受理、母子手帳の交付、面接、出産応援ギフトの給付を行う。

母子健康手帳交付状況(妊娠届出件数)

年度	総数	妊娠週数						11週以内の届出率	初妊婦数	初妊婦率	外国語版母子手帳交付数
		0~11週	*12~19週	*20~27週	28週以上	分娩後	不詳				
R2	151	140	11	0	0	0	0	92.7%	58	38.4%	4
R3	143	128	15	0	0	0	0	89.5%	49	34.3%	6
R4	144	135	7	1	1	0	0	93.8%	54	37.5%	4
R5	126	115	8	3	0	0	0	91.3%	40	31.7%	9
R6	143	129	9	3	1	0	1	90.2%	55	38.5%	9
R5青梅市	554	497	44	9	4	0	0	89.7%			
R5福生市	339	319	16	3	1	0	0	94.1%			
R5羽村市	287	269	16	2	0	0	0	93.7%			
R5武蔵村山市	350	324	23	2	1	0	0	92.6%			



(参考) 健やか親子21(第2次) 基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の参考指標(11週以内届出率)

妊娠届出時の喫煙率・飲酒率

年度	妊娠届出者数 (出産後を除く)	飲酒 あり	割合	喫煙 あり	割合
R2	151	0	0.0%	7	4.6%
R3	143	0	0.0%	5	3.5%
R4	144	0	0.0%	4	2.8%
R5	126	0	0.0%	4	3.2%
R6	143	0	0.0%	3	2.1%

妊娠届出時の保健師面接状況

年度	母子手帳発行数(ほか (産後・再交付・転入含む))	保健師 が対応 した者	割合	面接で フォロー が必要者	割合	面接内容(延数)																					
						若年	高齢 初妊 婦	多胎	外国 人問 題	兄弟 の こと	多産 (5人 目の 妊娠 以降)	妊娠 届出 が遅 延	望ま ない 妊娠	未入 籍	妊娠 歴多 過	高齢 出産 (初産 にかか わらず 40歳以 上)	不妊 治療	妊娠経 過の 心配・ 異常	精神科 現病歴	精神科 既往歴	精神科 気質	妊婦自 身の疾 患	知的 面の 問題	サ ポート無し	仕 事・ 経済 問題	家 族 問 題	生 活 環 境 の 問 題
R2	175	175	100%	50	29%	5	6	2	7	19	3	3	0	33	2	8	18	50	3	10	5	26	3	30	23	27	24
R3	163	160	98%	54	33%	3	8	4	8	15	4	7	0	28	2	13	11	51	5	17	4	24	0	27	23	23	17
R4	165	165	100%	58	35%	1	13	2	11	17	4	4	0	28	0	12	24	33	6	10	3	16	3	38	16	20	19
R5	147	147	100%	48	33%	3	5	2	13	20	3	3	2	29	0	6	14	29	5	13	1	10	2	30	19	25	19
R6	167	166	99%	47	28%	3	11	0	13	8	5	5	9	27	1	7	20	29	3	10	4	15	7	25	16	16	11
面接でフォローとなった者の理由(延べ)				R6		3	4	0	10	6	2	5	8	19	1	3	5	10	3	6	3	5	7	18	13	12	11

3. 出産・子育て応援事業

(1) 育児パッケージの配布

- **根 拠:** 瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱
どうきようママパパ応援事業補助金(都)実施要綱
- **目 的:** 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わるきっかけとすること、子育て家庭への経済的支援の一助とすることの2つを目的とする。
- **対 象 者:** 妊娠中に母子保健コーディネーター等専門職による面接を受け、出産後、瑞穂町乳児家庭全戸訪問に基づく訪問を受けた者
- **事業内容:** 母子保健コーディネーター等が妊娠届出時に対象者と面接(ゆりかご面談)を実施し、心身の状態や家庭の状況を把握する。支援を要する家庭については、関係機関と情報共有しながら支援を行う。
出産後、乳児家庭全戸訪問時等に、育児パッケージ(子ども商品券、子育て応援券)を配付する。
- **事業開始:** 平成27年10月
平成29年度～ 一時保育利用料助成券の使用期限を2年間に延長
令和3年度～ その他(森田助産院で実施しているクラス等への支払い)を追加

育児パッケージ配布状況

年度	配布数
R2	150
R3	148
R4	124
R5	118
R6	151

子育て応援券利用状況

	利用実績				利用目的(実)		
	実人数	延人数	利用枚数	助成額	一時保育	産後ケア	その他
R2	27	59	141	70,500	14	13	
R3	21	38	119	59,500	11	8	2
R4	40	62	221	110,500	29	7	4
R5	48	76	239	119,500	26	13	9
R6	37	52	191	95,500	34	14	4

※利用枚数は、R1から500円券でカウント

※R2年度のみ、妊婦用の育児パッケージを配布(コロナ対策)。

こども商品券(7,000円)
タクシーギフト券(3,000円)

239件
239件

(2)利用者支援事業(子ども家庭センター型)

(子育て世代包括支援センター 通称:ゆりかごステーション)

- **根 拠:**母子保健法第 22 条、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号、児童福祉法第 21 条の 11 第 1 項及び第 2 項(利用者支援事業)
子ども・子育て支援事業補助金(国)、子供・子育て支援事業補助金(都)、どうきょうママパパ応援事業補助金(都)実施要綱
瑞穂町子育て世代包括支援センター事業実施要綱
瑞穂町子育て世代包括支援センター運営協議会要綱
- **目 的:**全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職がかかわることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。
- **対 象 者:**妊・産婦及び就学前までの乳幼児とその保護者
- **事業開始:**平成 30 年 4 月
- **事業内容:**保健センター内に子育て世代包括支援センター(通称:ゆりかごステーション)を開設、母子保健コーディネーター 2~3 名を配置し、母子保健及びその他の子育て支援サービスの情報提供と相談支援、関係機関との連絡調整を行う。
※令和元年度より、子育て世代包括支援センターに常勤専任保健師 1 名を配置した。
※令和 6 年 10 月に子ども家庭センターを開設し、利用者支援事業(子ども家庭センター型)に変更。困難事例対応職員(母子保健ワーカー)をゆりかごステーションに設置した。

妊婦全数面接(ゆりかご面談)

年度	件数
R2	175
R3	160
R4	165
R5	140
R6	165

(3)産前・産後サポート事業

- **根 拠:**母子保健衛生費国庫補助金(国)、どうきょうママパパ応援事業補助金(都)実施要綱、瑞穂町産前・産後サポート事業実施要綱
- **目 的:**妊娠・出産・子育てに関する悩み等を抱える妊産婦に対して、助産師及び地域の子育て経験者等が相談支援及び妊産婦の交流支援を実施することにより、妊産婦に対する支援体制を確立し、子育て支援を充実させる。
- **対 象 者:**妊婦、出産後 6 か月までの産婦(多胎出産・特に必要と認める場合 11 か月まで)
- **事業開始:**平成 30 年 4 月
- **事業内容:**
①母子保健サポート養成研修・登録

地域の子育て経験者等のうち、本事業実施に意欲のある住民等から母子保健サポーター（以下「サポーター」）希望者を募集し、必要な研修を実施、受講者を登録し、②・③の事業の実施をお願いする。サポーターには年1回以上のフォロー研修を実施する。

母子保健サポーター登録数

年度	登録数	協力形態	
		訪問型	デイサービス型
R2	7	3	7
R3	10	2	10
R4	10	2	10
R5	11	2	11
R6	11	3	11

②産前・産後サポート事業(訪問型 通称:すまいるとーく)

サポーターが子育て経験者として日々の子育てや妊産婦の悩みなどに寄り添い、傾聴を中心とした支援を行う。利用は申請による。産前産後に各5日（多胎の場合は各7日）の利用が可能。

産前・産後サポート事業(訪問型)

年度	申請者数	利用者数	
		実	延
R2	4	4	14
R3	4	5	15
R4	1	1	4
R5	0	0	0
R6	3	2	6

③産前・産後サポート事業(デイサービス型 通称:プレママひろば、プチママひろば)

助産師（森田助産院へ委託）とサポーター（謝礼）で開催する妊産婦の交流支援。希望者には助産師が個別の相談に応じる。

産前・産後サポート事業(デイサービス型)

年度	プレママひろば(妊婦)			プチママひろば(産婦)			助産師個別相談(妊産婦)		
	実施日数	利用者数		実施日数	利用者数		実施日数	利用者数	
		実	延		実	延		実	延
R2	2	7	7	6	18	29	5	8	10
R3	4	13	13	12	30	68			
R4	4	11	13	12	17	47			
R5	4	12	12	11	23	51			
R6	4	5	6	12	21	61			

※プレママ: R2年度はコロナ感染拡大防止のため、定員を設け実施。R2年度当初は個別対応した。

※プチママ: R2年度はコロナ対策にて、小集団で実施

※助産師個別相談:コロナ感染拡大防止のため、R2年度当初は助産師の個別相談会として実施していた。

④お誕生教室（令和2年度より産前・産後サポート事業に位置付け）

- **対象者:**11か月～1歳児と養育者(R1から対象月齢を1か月前倒しした)
- **実施時期:**隔月1回(奇数月)
- **場所:**保健センター
- **案内:**対象者全員にハガキ通知

- 内容:親子遊び等の実習(母子保健サポーター)、産後の体の話(助産師)、う歯予防の講話(歯科衛生士)、幼児の心の発達と子育ての講話(心理相談員)、幼児食の講話(栄養士)、仲間づくり、希望者に個別相談
平成23~25年度は子ども家庭支援センターの紹介を講話の中で行った。
事業開始当初より、民生・児童委員の研修として、託児を実施してきたが、研修終了に伴い平成26年度~ボランティアによる託児に変更した。併せてこれまで保育士が実施していた親子遊びの担当も母子保健サポーターに依頼した。
※令和2年度から産前・産後サポート事業に位置付けられたことに伴い、助産師による講話を取り入れた。(保健師による講話の代わりとした)

- 事業開始:平成14年4月

お誕生教室受講状況

年度	回数	対象者数	受講者数	受講率
R2	7	167	18	10.8%
R3	6	157	30	19.1%
R4	6	172	32	18.6%
R5	6	129	24	18.6%
R6	6	124	30	24.2%

※平成26年から受講者は世帯でカウント(夫や祖母等が同伴する場合がある)

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5、7月は中止。その後、完全予約制で2講義(助産師、心理)のみ実施。定員を少なくしたため、毎月開催とした。

(4)産後ケア事業

- 根拠:母子保健法(令和元年12月公布、令和3年4月施行)、母子保健衛生費国庫補助金(国)、とうきょうママパパ応援事業補助金(都)実施要綱、瑞穂町産後ケア事業実施要綱
- 目的:産後の母に心身の不調があり、家族からの世話を受けられない等の理由で支援が必要な産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う。
- 対象者:産後6か月までの産婦及び乳児(多胎その他特に必要と認めるときは産後11か月まで)
- 事業開始:平成30年4月(平成31年4月宿泊型追加)
- 事業内容:訪問または委託先助産院・医療機関等で、助産師1名以上の専門職によるケアや休養の機会の提供、授乳指導、乳児の養育に関する相談・助言等
デイケア型・宿泊型の場合、滞在中の産婦への食事の提供を含む
利用日数と利用料は、訪問型7日、1,000円/日、デイケア型5日、2,000円/日、宿泊型5泊、3,500円/泊。ただし生活保護・住民税非課税世帯等は免除。日数についていざれも多胎等の場合は2日(泊)増える。

産後ケア事業

年度	産後ケア利用者実数	訪問型			デイケア型			宿泊型		
		申請者実数	利用者数		申請者実数	利用者数		申請者実数	利用者数	
			実	延		実	延		実	延
R2	16	13	13	69	2	2	4	1	1	4
R3	10	7	7	32	3	3	10	2	2	10
R4	10	3	4	22	5	4	7	2	1	3
R5	16	8	8	26	6	5	8	7	6	7
R6	14	8	6	12	11	7	14	5	1	1

(5)伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト

- **根 拠:** 伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト金の一体的実施事業実施要綱(国)、
とうきょうママパパ応援事業(都)、瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱
- **目 的:** 妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近な地域で相談に応じるとともに経済的支援を一体的に実施する。
- **対 象 者:** 妊・産婦及び就学前までの乳幼児とその保護者
- **事業開始:** 令和5年3月
- **事業内容:**

①伴走型相談支援

子育て世代包括支援センターにて、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、相談に応じる。必要時は関係機関とともに情報共有を行い、支援を実施する。

②出産応援ギフト

妊娠の届出の面談時に妊婦からの瑞穂町出産応援ギフト申請書の提出を受け、ギフトカードの配布を行う。ギフトカードは対象者の妊娠1回につき、5万円に相当する額のクーポンとする。

③子育て応援ギフト

乳児家庭全戸訪問の面談を受けた養育者からの瑞穂町子育て応援ギフト申請書の提出を受け、ギフトカードの配布を行う。ギフトカードは対象児童一人につき、5万円に相当する額のクーポンとする。

※令和5年度からは東京都赤ちゃんファースト5万円を含むため、計10万円に相当するクーポンとして配布。

出産・子育て応援ギフト配布状況

	出産応援ギフト		子育て応援ギフト	
	申請者	支給者	申請者	支給者
R4	71	71	63	63
R5	261	261	176	176
R6	148	148	154	154

(6)バースデーサポート事業

- **根拠:**どうきょうママパパ応援事業(都)、瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱
- **目的:**行政と関わる機会の少ない1歳前後の児を養育する者に対して、養育状況や子育て支援に関するニーズを把握し、必要な子育て支援等の情報提供や適切な助言を行い子育てに関する不安を軽減する。
- **対象者:**1歳に達する幼児を養育する者
- **事業開始:**令和5年10月
- **事業内容:**対象児が1歳を迎える月に子育てに関するアンケートを郵送。アンケートへの回答等により子どもの発育発達や子育ての状況を把握できた者に対して、家事・育児パッケージを配布する。
※令和5年度は第1子10,000円、第2子20,000円、第3子30,000円。令和6年度からは第1子60,000円、第2子70,000円、第3子80,000円。

バースデーサポート事業実施状況

年度	対象者	アンケート等状況把握者	支給者			
			第1子	第2子	第3子以降	合計
R5	136	135	53	52	30	135
R6	125	123	51	52	20	123

4. 妊産婦訪問指導

- **対象者:**若年および高齢、多胎妊娠、妊娠高血圧症候群等の訪問指導が必要な妊娠婦
- **実施時期:**随時
- **場所:**各家庭
- **内容:**妊娠中から産褥期にかけての相談、助言、指導
- **事業開始:**平成9年4月
妊娠訪問の多くは、妊娠届出時面接等で要支援となった人への実施。
実数は少ないが再訪問率が高い傾向にある。ただし、近年では居住実態がない、不在が続くなどで訪問できない事例も出てきている。
産婦訪問の多くは新生児訪問・乳児家庭全戸訪問と同時実施。
近年では、メンタル面の問題を持つ人や、養育力の脆弱な妊娠婦が増えている。
母乳相談や乳房ケア等のニーズが高いため、平成20年度から助産師1名、平成22年度から2名を雇い上げ、指導内容の充実と訪問時期の適正化を図った。
H29年度から乳児家庭全戸訪問(産婦訪問)の際に、産後のメンタルヘルス質問票【①育児支援チェックリスト ②エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ③赤ちゃんへの気持ち質問票】の運用を開始。

妊産婦訪問指導実施状況

年度 (参考)	出生数	妊婦		産婦	
		実	延	実	延
R2	144	11	13	164	211
R3	151	13	36	154	210
R4	131	5	9	131	178
R5	126	8	12	127	157
R6	132	9	23	153	191
R5青梅市	539	35	42	544	550
R5福生市	288	23	33	315	444
R5羽村市	277	12	18	331	347
R5武蔵村山市	322	18	18	337	343

産後メンタル等質問票実施者数(住民産婦のみで初回実施数)

年度	実施人数	要支援者人数	要支援率 (再掲)EPDS9点以上の者	割合
R2	154	45	29.2%	19 12.3%
R3	142	34	23.9%	19 13.4%
R4	123	35	28.5%	10 8.1%
R5	123	35	28.5%	15 12.2%
R6	153	34	22.2%	11 7.2%

産後メンタル等質問票の種類 ①育児支援チェックリスト ②エジンバラ産後うつ質問票 ③赤ちゃんへの気持ち質問票

5. 新生児訪問指導

- **対象者:**新生児(生後28日を経過しない乳児)を対象とするが、里帰り出産等により期間内に訪問が困難な場合には生後60日まで訪問することができる。
原則事前に連絡を行い、訪問の希望があるものを対象とする。
- **実施時期:**随時
- **場所:**各家庭
- **内容:**保健師・助産師による、身体測定、発育発達の観察、育児についての相談・助言、保健サービスの紹介等
対象者の把握は、妊娠届出(母子健康手帳交付)時に配布する出生通知票の返信によって行うほか、医療機関からの退院時連絡票や養育医療・自立支援医療(育成医療)等の申請等を通じて行う
- **事業開始:**平成9年4月

6. 未熟児訪問指導

- 対象者: 未熟児(母子保健法及び各種報告の定義は以下のとおり)
生後 1 年未満で、正常児としての発育を遂げ、若しくは正常児としての諸機能を取得するまでの間の乳児
①出生体重 2,000g 未満児
②出生体重 2,000g 以上で、経管栄養・点滴・交換輸血・酸素投与・人工呼吸管理ほかを受けた児
- 実施時期: 随時
- 場所: 各家庭
- 内容: 新生児訪問に準ずるものほか、児の状態や必要な処置等に応じた指導・助言、関連する事業やサービスの調整等
- 事業開始: 平成 16 年 10 月 都から事務移譲(都条例に基づく実施)
平成 25 年度～ 母子保健法の改正により町事業として実施

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問)

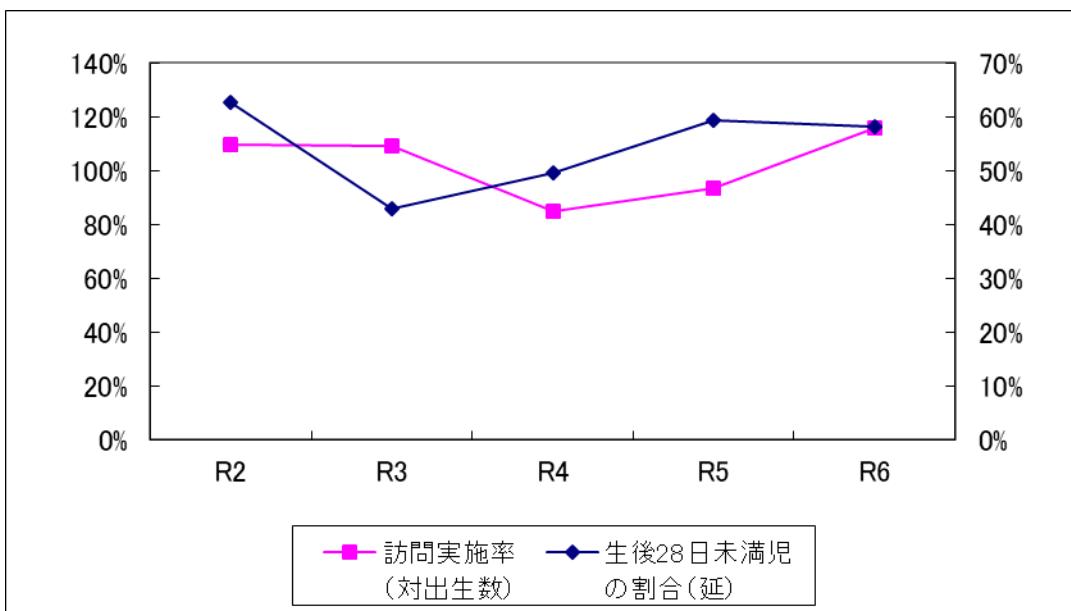
- 対象者: 生後 4 か月(必要時 5 か月)未満の乳児のいる全ての家庭。
ただし、訪問の同意が得られない、長期の里帰り、他の事業によって既に養育環境の把握や情報提供ができている等の場合は対象としない。
- 実施時期: 生後 4 か月(必要時 5 か月)未満
- 場所: 各家庭
- 内容: 従来から実施している新生児訪問と併せて本事業を実施。
訪問実施者は専門職でなくともよいが、町では保健師・助産師が実施している。
乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげる。
対象者の把握は、新生児訪問(希望者)以外の場合、住民基本台帳より抽出するほか、妊娠届出書及び妊婦健康診査受診票等より行っている。
連絡が不可能な場合は、事前の連絡なく訪問を実施することがある。
- 事業開始: 平成 20 年 4 月
平成 20 年度は、国の次世代育成支援交付金に基づく事業として実施。
(生後 4 か月までの全戸訪問事業)
平成 21 年度より、児童福祉法に位置づけられた。

※ 新生児訪問との関係について

	新生児訪問	乳児家庭全戸訪問
対象月齢	原則、新生児(生後 28 日未満)、必要時生後 60 日まで	生後 4 か月未満(必要時 5 か月未満)の乳児
訪問の対象	乳児	乳児のいる家庭
訪問の条件	出生通知票等に基づき事前連絡を行い、訪問の希望があるもの	左記のほか、連絡が不可能な場合は直接訪問も行う
訪問回数	原則1回だが、必要があれば再訪問を行う	1回
根拠法令	母子保健法	H21～児童福祉法

新生児訪問指導実施状況

年度	新生児		生後28日未満児数 (再掲・延)	生後28日未満児の割合(延)	訪問実施率 (対出生数)
	実	延			
R2	140	158	99	62.7%	109.7%
R3	139	165	71	43.0%	109.3%
R4	96	111	55	49.5%	84.7%
R5	107	118	70	59.3%	93.7%
R6	133	153	89	58.2%	115.9%
R5青梅市	541	551	300	54.4%	102.2%
R5福生市	306	362	106	29.3%	125.7%
R5羽村市	283	285	191	67.0%	102.9%
R4武蔵村山市	67	67	67	100.0%	20.8%



訪問事業実施状況(件数)

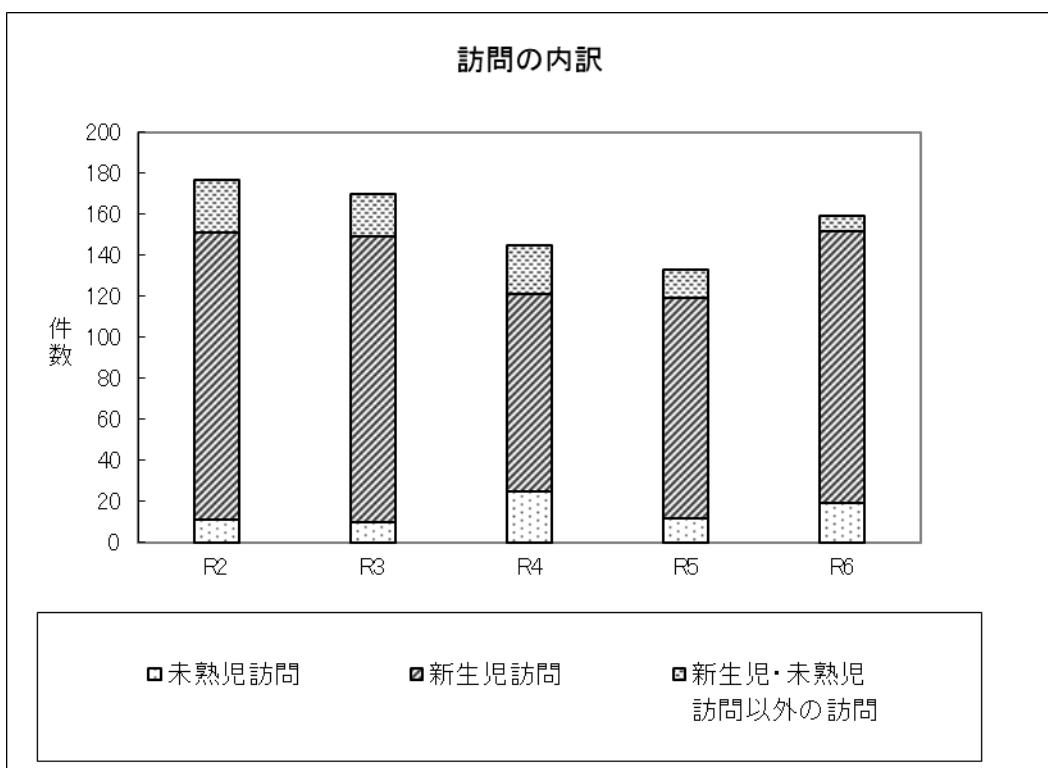
年度	(参考値) 出生数	訪問内訳						
		未熟児 訪問	全戸 訪問 兼ねる	新生児 訪問	全戸 訪問 兼ねる	新生児・ 未熟児 訪問以外 の訪問	全戸 訪問 兼ねる	乳児家庭 全戸訪問
		①	a	②	b	③	c	a+b+c
R2	144	11	11	140	139	26	14	164
R3	151	10	10	139	137	21	9	156
R4	131	25	25	96	96	24	15	136
R5	126	12	12	107	105	14	12	129
R6	132	19	19	133	133	7	5	157

* ①未熟児訪問 出生体重2000g以下、または要医療で1歳未満のものに訪問した場合

* ②新生児訪問 生後28日未満を原則として生後60日までの訪問(未熟児を含まない)

* ③新生児・未熟児訪問以外の乳児訪問:新生児訪問の要件を満たさない内容の訪問、
及び生後60日を越えて訪問した場合

* a+b+c 乳児家庭全戸訪問:生後4か月まで(必要時5か月まで)の乳児への初回訪問



上記の統計は、訪問実施日現在で集計したものだが、訪問時期が長いため出生数とのずれが生じる(転出入などによる)。

出生児を継続的にフォローし、訪問の有無を把握、対象除外者とその理由も把握しており、訪問率はほぼ100%となっている。

8. 両親学級 母性科(マタニティクラス)

- 対象者:妊婦とその家族
- 実施時期:年4コース 1コース4日制
- 場所:保健センター
- 内容:妊娠中から産褥期までの健康管理と新生児の保育に関する知識の習得、地域での仲間づくりなどを目的としている。
- 課題:働く妊婦の増加等により、特に初妊婦の受講者や継続受講率が低下している。

【講義内容】

- 1日目 妊娠中のからだの変化[産科医師]、妊娠中と産後の生活[助産師]
- 2日目 妊産婦の栄養[管理栄養士] 妊婦歯科[歯科衛生士]
- 3日目 妊娠出産にかかる諸サービス[保健師]、赤ちゃんの衣類と保育[助産師]
- 4日目 父親になるための豆知識(DVD)[保健師]、
赤ちゃんのお風呂(実習)[助産師]、先輩ママ・パパとの交流会

両親学級受講状況

年度	学級数	開催日数	対象者	妊婦				夫(パートナー)		その他
				受講者数	受講率	修了者数 (3回以上出席)	修了率%	受講者数	対妊婦受講率	
R2	2	8	21	17	81.0%	8	47.1%	8	47.1%	0
★R2	1	3	26	11	42.3%	0	0.0%	6	54.5%	3
R3	4	16	52	26	50.0%	9	34.6%	14	53.8%	1
R4	4	16	47	26	55.3%	9	34.6%	16	61.5%	0
R5	4	16	36	21	58.3%	9	42.9%	15	71.4%	0
R6	4	16	48	25	52.1%	5	20.0%	12	48.0%	1

・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、後期クラスから実施。完全予約制で定員を設けて実施した。同行者も1名のみとした。表中の受診者数は実人数。

☆令和2年度の前期クラスは内容を変更し、沐浴実習のみ3日に分けて実施した。

9. 両親学級 育児科(はじめての離乳食講習会)

- 対象者:第1子の乳児(4~5か月児)の養育者
- 実施時期:隔月1回(偶数月)
- 場所:保健センター
- 内容:栄養士による講話、調理実習と試食、保健師の話、仲間づくり
- 事業開始:平成5年4月

離乳食講習会受講状況

年度	回数	対象者数	受講者数 (世帯数)	受講率
R2	5	38	24	63.2%
R3	6	58	39	67.2%
R4	6	47	35	74.5%
R5	6	48	27	56.3%
R6	6	51	35	68.6%

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月は中止。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月は中止。

12月は2部制で実施。

※令和4年10月から試食を再開。